

奈良県告示第二百十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十九年九月二十日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

漁業権者の名称	住 所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行 日
東吉野村漁業協同組合	吉野郡東吉野村大字小	奈内共第三十七号 奈内共第三十八号	平成二十九年九月二十日
波多野漁業協同組合	山辺郡山添村大字大西	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
月ヶ瀬漁業協同組合	奈良市月ヶ瀬月瀬	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
五月川漁業協同組合	三重県伊賀市予野	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
布目川漁業協同組合	山辺郡山添村大字桐山	奈内共第四十三号	右同

号 奈内共第四十四